

ボランティアさん  
大募集!

ামীগোでは、加須・騎西地域に住んでいる知的障害児を対象に、レクリエーション活動を、毎月1回行っています。  
子どもが好きな人、裏方に徹してくれる人、とにかく楽しいことが大好きな人 etc...一緒にボランティアをしてくれる人を大募集しています。  
子ども達はもちろん、そこに関わる総ての人が楽しめる、そんなレクにしていきたいと思っています。ぜひ、遊びに来てください。  
問い合わせ  
☎090(4529)7858 ①048(596)8026(鶴岡まで)  
ボランティアグループ  
ামীゴ

埼玉県内相談窓口案内

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
生き方、家族、夫婦、DV、人間関係などの相談	With You さいたま	048-600-3800	月～土 10:00～20:30 日・祝 10:00～16:30
女性の人権ホットライン	さいたま地方法務局人権擁護課	048-863-6241	月～金 9:00～16:00
乳幼児子育て電話相談	総合教育センター	048-874-3321	月～金 10:00～15:00
非行問題、親子関係、性格、犯罪被害、いじめなどの相談	埼玉県警察少年サポートセンター	048-865-4152	月～金 8:30～17:15
	ヤングテレホンコーナー(少年専用)	048-861-1152	月～金 8:30～17:15
子どものための相談・18歳まで	(社福)埼玉いのちの電話(子ども専用)こどもライン	048-640-6400	金・土 15:00～21:30
こころの電話相談	精神保健福祉センター	048-723-1447	月～金 9:00～17:00
いつでも・だれでも・どこからでも	(社福)埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間受付(年中無休)
再就職準備支援相談	(財)21世紀職業財団埼玉事務所	048-824-7001	月～金 9:30～16:30
育児・介護・家事情報提供、相談	(財)21世紀職業財団埼玉事務所	048-834-2020	月～金 9:30～16:30
消費生活に関する相談	消費生活支援センター	048-643-0999	月～金 9:30～16:00
介護支え合い相談	介護支え合いネットワーク	0120-070-608	月～金 10:00～15:00
福祉サービス苦情相談	権利擁護センター(彩の国すこやかプラザ)	048-822-1243	月～金 9:00～17:00

離職者支援資金の概要

貸付対象

- 次の要件の全てに該当する場合に貸付けが受けられます。
- ① 生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯であること  
失業前において生計中心者が家計を支えていた実績が必要で、また、多額の預貯金を保有していないことなどが要件となります。
  - ② 生計中心者が就労することが可能で、求職活動等を行っていること  
健康な状態で新たに仕事に就くための努力をしていることが要件となります。
  - ③ 生計中心者が就労することにより世帯の今後の生活の見通しが明らかになること  
生計中心者が就労してもその収入では生計が維持できない場合やあまりにも多額の負債を抱えている場合は貸付対象とはなりません。
  - ④ 生計中心者が離職の日から2年(特別の場合は3年)を超えていないこと  
「特別の場合」とは、就労のための技能習得等を行っている場合です。
  - ⑤ 生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと

貸付内容

- 貸付限度額 月額20万円(単身世帯は10万円)
  - 貸付期間 12月以内
  - 貸付の利率 年3%
  - 貸付金の償還 貸付期間終了後6か月間を据置期間(無利子)とします。据置期間経過後7年以内で償還をさせていただきます。
- 連帯保証人 原則として1名

生活福祉資金の貸付け

収入が少なく他からの借入れが困難な世帯や障害者手帳を所有している世帯を対象に、利率(年3%)で資金を貸し付け、借入時や償還時に民生委員が必要な援助指導を行うことにより、生活意欲の向上や世帯の経済的自立を図ることを目的にしています。  
埼玉県社会福祉協議会が貸し付けの可否を行い、騎西町社協では書類の受け付けや借入れの相談等窓口業務の一部を埼玉県社協から委託を受け、行っています。

生活福祉資金は8種類

- 1 更正資金(生業費、支度費、技能修得費)
- 2 障害者更正資金(生業費、支度費、技能修得費)
- 3 生活資金
- 4 福祉資金(出産費、結婚費、葬祭費、転宅費、福祉機器の購入費、身体障害者等自動車購入費)
- 5 住宅資金
- 6 修学資金(修学費、修学支度金)
- 7 療養・介護資金
- 8 災害援護資金

編集後記

いよいよ春到来。ウキウキ気分で心機一転春を迎えたいですね。  
さて社協では支援費制度の開始に伴い、居宅介護事業(ホームヘルプサービス)を新たに実施するとともに介護保険サービス事業の充実に向けて全力で取り組んでいきます。  
皆様のご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。